

国分寺市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画

1. 目的

市は、平成28年度から令和7年度を計画期間とする国分寺市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）について、令和7年3月に改定を行い、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進することを明記した。また、令和8年4月に計画期間満了に伴い、新たな促進計画に改定を行った。

国分寺市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進実施計画（以下「実施計画」という。）は、促進計画に定めた目標を達成するために、一般緊急輸送道路沿道建築物の所有者（以下「所有者」という。）等に対して行う具体的取組の計画について定めるものである。

2. 位置付け

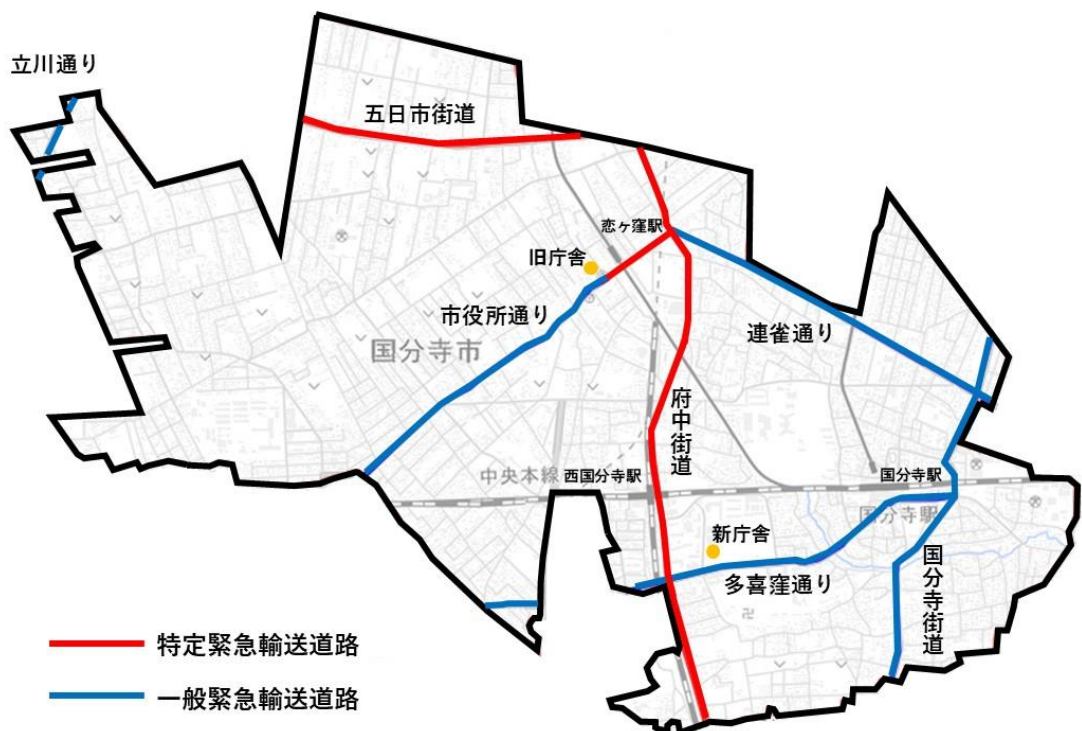
促進計画に沿って着実に耐震化を進めていくための実施計画として本計画を策定する。

3. 取組期間

令和8年4月1日～令和17年3月31日（現行促進計画の計画期間）

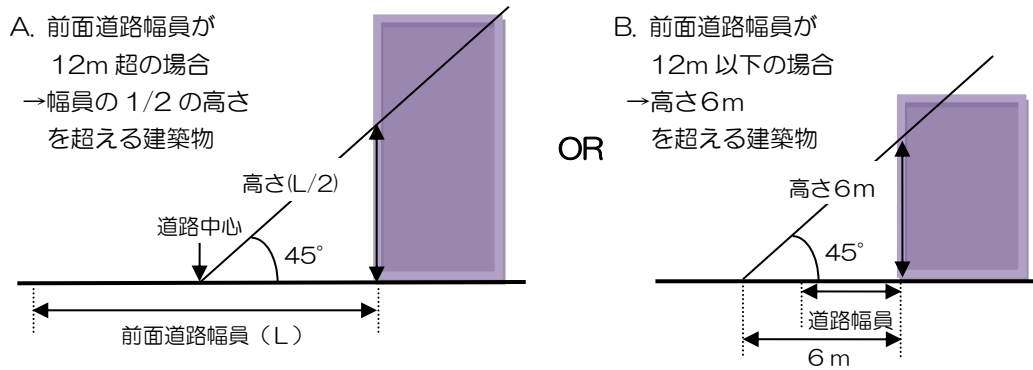
4. 対象建築物

①対象路線（一般緊急輸送道路）



②対象建築物の要件

- ・昭和56年5月以前に建築（旧耐震基準）かつ下図の高さ要件に該当するもの



5. 取組計画

(1) 所有者への助成制度の説明

- ・所有者に対し、電話・メール・訪問等により建物の状況に応じた助成制度の説明を行う。

(2) 市民への助成制度の周知

- ・広く一般の市民に対して、市報やホームページ等を通じて助成制度の周知を行う。

(3) 市民への耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・広く一般の市民に対して、市報やホームページ等を通じて耐震改修の必要性について周知を行う。

6. 取組実績

- 毎年度、市ホームページに実績を公表することとする。